

コメント

日本の環境政策



小野有五(おの ゆうご)

1948年東京生まれ。東京教育大学大学院博士課程卒。現在、北大大学院環境科学研究科教授、理学博士。専門は環境地理学、地形学。主著「地形学辞典」「現代の地球科学」(共著)他。

日本では一九五〇年代以降の高度経済成長にともなって、一九六〇年代になると、水俣病、イタイイタイ病などに代表される深刻な公害問題が発生した。公害に対する住民運動や訴訟に対処するため、一九六七年にはまず公害を規制するための公害対策基本法が制定され、次いで一九七一年には、単に公害の防止だけでなく、自然環境の保護と整備、およびその他の環境の保全をはかるために環境庁が設置され

た。

したがって法律的には、日本の環境法は公害法と自然保護法の両者を含むものとなっている。

公害対策基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の七種の公害があげられ、それらに応じて、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、農用地の土壌汚染防止に関する法律、騒音規制法、振動規制法、建築物地下水の採取の規制に関する法律、悪臭防止法が制定されている。いずれも排出基準など一定の環境基準を設けて、公的な規制を行なうことを目的としており、質的にみてかなり高い環境基準が定められている。

いっぽう自然環境の保全については、一九七三年に自然環境保全法が制定され、自然環境保全の基本方針が定められた。そこではまず原生自然環境保全地域と自然環境保全地域が区分、指定された。また国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の三種を自然公園と規定し、それらの保全をはかるために自然公園法が制定された。

このように日本の環境政策は、その法的な整備や、行政的対応に関する限り、欧米諸国と同じようなレベルに到達したとみることができる。

しかし、いっぽうでは環境アセスメント法の制定がなされていないことや、自然公園におけるレインジャーなどの欠如、自然公園内における開発規制のあいまいさなど、実際の自然環境保全においては多くの問題をかかえている。

また対外的には、公害物質の海外へのもち出しや、熱帯林の破壊に代表されるような、日本の企業による地球規模の自然破壊に対する規制の欠如が世界的に批判されており、こうした面でも環境政策の全体的な見直しが迫られている。

しかし最近の東欧情勢の変化にともない日本政府は昨年、環境ミッションを派遣して東欧の環境問題の実状把握につとめ、積極的にその解決にのり出す姿勢を見せている。これは日本の環境政策の新しい側面として評価できるであろう。すでにスウェーデンもポーランドに対して、バルト海の汚染を防ぐための多額の援助を約束している。スウェーデンと日本がこの面で近い将来、協力しあう道が開かれていると言えよう。

